

「矢巾町新型コロナウイルス感染症対策勤労者生活安定資金特別融資制度」 のお取り扱い開始について

当金庫では「岩手県紫波郡矢巾町」と提携し、新型コロナウイルスの感染拡大の影響により勤務先の休業や事業の縮小、学校の休校措置に伴う休業等で収入が減少または支出が増加された勤労者の方の生活支援、家計の負担軽減を図るため、「矢巾町新型コロナウイルス感染症対策勤労者生活安定資金特別融資制度」を、5月29日（金）より次の通りお取り扱いいたしますので、ご案内いたします。

商品の概要

※2020年5月29日現在

商品名	矢巾町新型コロナウイルス感染症対策勤労者生活安定資金特別融資制度
ご融資対象者	①矢巾町に住所を有する勤労者の方 ②お申込み時の年齢が原則として満20歳以上の方 ③勤続年数が1年以上の方 ④安定継続した年収（前年税込み年収）が150万円以上ある給与所得者の方 ※現在、離職されている方はご利用いただけません。別途、労金窓口にご相談ください。
お使いみち	ご本人もしくは2親等以内のご親族の方で、新型コロナウイルスの感染拡大による収入の減少、または費用の負担の増加等に伴い不足する、以下の資金としてご利用いただけます。 ①臨時休校措置に伴う休業等で収入が減少することにより必要となる生活資金 ②臨時休校措置に伴う子供の預け費用の増加により不足する生活資金 ③勤務先の休業や業績不振等による収入減少で必要となる生活資金 ④その他、新型コロナウイルス感染拡大の影響で必要となる生活資金 ※「2親等以内のご親族」のお取り扱いについては、一定の条件があります。
ご融資金額	最高50万円（1万円以上1万円単位）
ご融資金利	固定金利 年1.00%（保証料不要）
ご返済期間	5年以内（元金返済据置期間（最長1年）を含みます。）
担保	不要
保証	保証協会の保証 ※保証料は当金庫が負担します。
確認書類	本人確認資料（運転免許証等） 勤続年数確認資料（健康保険証等） 居住地確認資料（運転免許証等） 前年年収確認資料（源泉徴収票等）および直近の給与明細 臨時休校措置による場合、就学者との続柄確認資料（健康保険証、源泉徴収票、住民票等）
利子補給制度	矢巾町より年1.00%の利子が補給されます。
お取扱期間	2021年3月31日（水）までの申込受付・実行分まで。

※金利情勢の変動等により、お取扱期間中に適用金利を見直す場合があります。

※審査の結果、ご融資できないなどご希望に添えない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

【お問合せ先】

東北労働金庫盛岡支店 電話番号：019-629-1111（平日 9時～17時）